京都府新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所

等のサービス提供体制確保事業助成金交付要領

（趣旨）

第１条　知事は、通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、訪問系サービス事業所及び介護施設等（以下「介護サービス事業所等」という。）が、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するために要する経費に対し、令和４年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について（令和４年３月23日付け老発0323第２号厚生労働省老健局長通知）の別紙の令和４年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づき、「補助金等の交付に関する規則」（昭和35年７月１日京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において助成金を交付する。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）通所系サービス事業所　通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る。）をいう。

（２）短期入所系サービス事業所　短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る。）及び認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る。）をいう。

（３）介護施設等　介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く。）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅をいう。

（４）訪問系サービス事業所　訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る。）、居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所及び居宅療養管理指導事業所をいう。

（５）高齢者施設等　介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅並びに短期入所生活介護事業所及び短期入所療養介護事業所をいう。

（助成対象経費等）

第３条　助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）、助成対象者、対象経費及び対象期間は別表１のとおりとする。

（助成金の額）

第４条　助成金の額は、事業所・施設ごとに、別表２に示す基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。

２　助成金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　規則第５条第１項に規定する申請書は、別記第１号様式及び別記第２号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、京都市内で行われる補助対象事業にあっては、京都市が申請書をとりまとめて提出するものとする。この場合において、京都市は、別記第１号の２様式を知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

３　府内（京都市の区域を除く。）に複数の介護サービス事業所等を有する法人にあっては、第１項に定める様式に加え、別記第３号様式により一括して申請することができる。

（交付決定）

第６条　知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、助成の対象となる介護サービス事業所等であるかの確認を行い、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成額を決定し通知し交付を行うものとする。

（変更の交付申請）

第７条　京都市は、京都市内で行われる補助対象事業の内容を変更する場合には、変更申請書として別記第４号様式を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、知事が定める軽微な変更については、この限りでない。

（実績報告）

第８条　規則第13条に定める実績報告については、交付申請書の提出をもって実績報告書の提出があったものとみなす。

２　前項の規定にかかわらず、京都市内で行われる補助対象事業にあっては、京都市が実績報告書をとりまとめて提出するものとする。この場合において京都市は、別記第５号様式を知事が定める期日までに提出するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第９条　助成事業者は、助成事業完了後に申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、知事が別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

（書類の提出及び経由）

第10条　この要領に基づき提出する書類は、介護サービス事業所等の所在地が京都市以外の法人にあっては、介護サービス事業所等の所在地を所管する京都府保健所の長を経由するものとする。

２　前項の書類は、府内に複数の介護サービス事業所等を有する法人で介護サービス事業所等の主たる事業所等の所在地が京都市以外にあるものにあっては、その所在地を所管する京都府保健所の長を経由するものとする。

（書類の保存）

第11条　助成事業者は、助成金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

（その他）

第12条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

　　附　則

　　　この要領は、令和３年10月21日から施行し、令和３年度分の助成金から適用する。

　　附　則

　　　この要領は、令和４年３月７日から施行し、令和３年度分の助成金から適用する。

　　附　則

　　　この要領は、令和４年３月25日から施行し、令和３年度分の助成金から適用する。

　　附　則

　　　この要領は、令和４年６月24日から施行し、令和４年度分の助成金から適用する。

　　附　則

　　　この要領は、令和４年７月29日から施行し、令和４年度分の助成金から適用する。

　　附　則

　　　この要領は、令和４年９月28日から施行し、令和４年度分の助成金から適用する。

附　則

　　　この要領は、令和４年12月28日から施行し、令和４年度分の助成金から適用する。